第5回環境思想部会報告論文1

再生可能エネルギー政策の階級・階層性

共進化とエコロジー的近代化の現在

市原 あかね Ichihara, Akane

報告では、EU のエコロジー的近代化の現在の傾向について、市場統合を基調とすることによって競争的エコロジー的近代化の側面を強く持つのではないかと推測できることを指摘した。これとのかかわりで、風力発電が注目されることの都市住民の関心と経済政策の結合、バイオ燃料政策の上層農民の利害の反映という側面を強調した。これに対し、デンマークモデルにおける地域住民重視を積極的に評価すべき、ブラジル・ルラ政権下でのバイオ燃料政策の意義の変化について検討すべきという批判を受けた。これらにこたえる形で報告に手を加えて以下のようにまとめた。また、「近代」の定義についても質問を受けたが、本稿も報告時同様、この語を資本主義の意味で用いている。

1. はじめに

21世紀の環境問題は、生存権的な危機を基盤とするシステム的危機としてのエコロジカルな相貌をより明確にあらわすようになっている。

生存権的危機という点は、ひとつは、途上国農民の環境問題を論ずるヴァンダナ・シヴァ、経済地理学のデヴィッド・ハーヴェイらによって、資源や土地の囲い込み、剥奪、略奪、マルクスの用語で言うところの本源的蓄積過程として論じられている。途上国農村、漁村の小規模農民、漁民や貧困層の生産と生活の様式において、農地や周辺の森林、漁場等の土地自然や作物等の生物多様性、遺伝的多様性は生存権的基盤をなしている。なぜならそれらは、換金経済への参加可能性を与えるだけでなく、自給的生活条件と保険の役割をはたしているからだ。土地とのつながりを奪われ、あ

るいは伝統的な作物とのつながりを絶たれてしまえば、彼らは絶対的貧困化・窮乏化にむかわざるをえない。したがって、近代化やグローバリズム、新自由主義の展開として行われている国家や多国籍企業の囲い込み的活動が、途上国農村部におけるエコロジカルな問題を規定するのである。

また、宮本憲一らが現代的貧困とする都市化・ 工業化にともなう公害も、生存権的危機のひとつ である。宮本の場合、環境問題として都市居住者 の生存と生活にかかわる被害を中心に論じ、資源 問題は含まない。宮本らはマルクスの不変資本充 用上の節約という分析視角から企業と国家の犯罪 性を問うたが、この論点は、シヴァらが注目する 小商品生産者とその共同体に対する本源的蓄積渦 程の暴力とは異なる文脈にある。宮本らの議論は、 いわば、本源的蓄積過程後、農民層分解後の、土 地を奪われた階級としての都市労働者家族と低所 得層をおそう生存と生活の困難としての人権侵 害・環境問題をクローズアップしたものである。 この究極的な剥奪は福祉国家的成熟の中で社会問 題化し、人権・環境権の設定による再付与によっ て、国民国家を通じたある種の共同体的解決が計 られた。

これらの生存権的危機としての公害・環境問題は、資本主義の全般的危機としてとらえられたわけではない。しかし、近年、水、石油を中心とした重要な資源の不足・稀少性が高まり、石油資源をめぐる紛争と侵略、直接には投機を原因とし背景にはピークオイル問題を抱えた原油価格高騰、資源国の優位性を利用した国際戦略、投機とバイオ燃料需要にはじかれた食糧価格高騰と暴動の発生など、グローバリゼーションに絡んで発現した

資源制約現象の枚挙にいとまがない。これに加えて、大型ハリケーンや旱魃、山火事など、気候パターンの変化にともなう災害の激甚化が世界各地の貧困層を襲い、環境制約にかかわる危機の深刻化も意識せざるを得ない状況にある。このように、現代資本主義の物質的基盤がゆるぎ始め、それにともなって社会問題の激化とシステム変動が国際的な規模ではじまっている。

この状況は、やはりマルサス的というべき事態 であり、システムの危機といってよいだろう。こ の点を詳述する余裕はないが、資源制約と環境制 約はアフォーダンス的にであっても厳然と存在し ており、それにどのように「適応」するかという 課題からは、他の物質的生物的存在同様、人間の 社会も逃れることができない。先にあげたような 事例は、この種のシステムの構造安定性にかかわ る条件があらわになってきたことを示している。 大規模な戦争やシステムの崩壊、劇的転換といっ た変動は、大きな災厄とその後の長期にわたる悲 惨を予感させる。紛争と暴力が現代資本主義に組 み込まれているとしても、グローバリゼーション がすでに排除された人々の群れを大量に生み出し ているとしても、壊滅的な移行ではなく、人々の エンパワーメントを実現する中で比較的穏やかに 変革を成し遂げることが望まれる。

本報告では、このような関心に立って、共進化的エンパワーメントを可能とする共同所有の発展という視点を設定し、現代資本主義の「エコロジー的近代化」といわれる展開の内容をEU等の再生可能エネルギー政策、ブラジルバイオ燃料政策を例に吟味する。

再生可能エネルギー政策の展開は、土地の不足・稀少性を亢進させ、土地独占問題を激化させる可能性がある。グローバル中間層に属する多くの人々は、低炭素社会実現のために再生可能エネルギー・資源へと資源基盤をシフトし、それにふさわしい技術革新を展開することを望ましいと考えるだろう。しかし、この種の技術転換は土地自然への依存を高める。再生可能エネルギー・資源商品の生産のための最も重要な生産手段は土地な

ので、好条件の多くの土地が多国籍企業等が形成する世界エネルギーシステムの中に組み込まれ、グローバルな中高所得層の消費に向けて動員されることになるだろう。このエネルギーシステムを発展させる過程で、世界各地の小商品生産者や低所得層、その共同体をシヴァ的剥奪問題が襲い、グローバルな貧富の格差と矛盾がより一層深刻化していくのではないかという懸念が現実となってきている。実際、土地という限りのある生産手段を、食糧と生存のために使うのか自動車という贅沢品の燃料生産のために使うのかという点が、バイオ燃料をめぐる論争点となっている。

再生可能エネルギーをめぐって今生じつつある 階級対立を単純化して表現すれば、土地という自 然、生態系を、環境的正義を実現しグローバル貧 困層の生存を支えるためにまず利用するのか、多 国籍企業の利潤追求とグローバル中間層のエコロ ジカルな欲望実現のために支配するのか、である。 このような対立の存在を指摘するのは、グロー バル中間層としての私たちがどのような倫理的課 題を抱えており、その点からどのような存在様式 の転換を迫られているのか、そしてまた、私たち 自身の生存と生活を守る上で共闘をつよめ確実性 をあげるためにどのような戦略が望ましく可能な のかを具体的に理解したいからである。倫理と戦 略の両方から、私たちは土地独占問題にかかわる 想像力と方法を鍛えなくてはならない。そうしな ければ、システムの緩やかな転換へと至る道を見 つけられなくなってしまうだろう。

2. 共進化的共同所有の形成

このような、社会的文脈にのせて読まれた意味でのマルサス的エコロジー危機への対応として、社会的に望ましい共進化の社会的条件としての共同所有—共進化的共同所有—という視点を提起したい。対立や問題の所在と構造をあぶり出し解決の可能性を探る社会的過程をへて生成される、グローバルかつローカルな共同性を支える制度を、共進化的共同所有とよぶことにしよう。

この視点は、まず、社会システムと生態系との

共進化という前提にたったアプローチによっている。共進化はそれ自身としては倫理的なものではない。社会と自然は、人間が意識しようとしまいと関係性の中にあって相互に依存し、互いを変化させながら同時に互いに適応しあっていることを意味しているにすぎない。人間の意識的な対応として、どのような共進化が社会的に望ましいのかを注意深く選びとっていくことが求められる。

第二に、ここでいう所有とは、排他的な近代的 所有権の枠組みを超えた意思支配のあり方、統治 や運営としての社会関係とそれらをめぐる了解の ことである。環境にかかわる社会関係をみると、 現代の排他的所有権は排出規制や土地利用規制な ど法的規制によって部分的に抑制され、不完全で あれ社会的な統治や運営としての側面を再構築し てきている。その中で、環境をめぐる共同性にか かわる了解もまた、現代的内容で構成されてきて いよう。共同所有とは、共同性にかかわる了解・ 慣習と組織化・法制化された共同的関係のことで ある。この意味での所有関係を、環境の共同性実 現という課題に応えうる内容として、今後どのよ うに展開すべきかを見定める必要がある。

(1) 共進化

経済学は物質的基盤にかかわる問題群を稀少性 や不足として論じてきたが、資本主義経済の巨視 的な存立条件に関心を寄せたのはエコロジー経済 学といわれる分野の始祖たちであった。マルティ ネス=アリエが紹介しているように、熱力学の発 展を受け19世紀終わりから20世紀はじめにかけ て、ポドリンスキーやソディといった人々が、資 源基盤の崩壊によるシステムの解体を予言し、貨 幣を中心とした経済の見方に異議を突きつけた。 こうして社会経済システムの物質的安定性に関心 を向けるエコロジー経済学が形成されていったが、 その理解は比較的単純であった。20世紀後半の代 表的なエコロジー経済学者であるジョージェスク =レーゲンのエントロピー論にしても、工学的で 線形的な枠組みでシステムの安定性を取り扱って いたに過ぎなかった。

20世紀半ばになると、システムの安定性を、境 界条件と内部の化学反応によって形成され維持さ れている動的平衡として数学的に定式化する化学 熱力学が発展した。とくに、プリゴジーンらは動 的平衡状態にあるシステムを散逸構造としその安 定性の強度を構造安定性と名づけ、非線形領域の 現象を扱うようになった。同時期、生態学では、 ホリングらが個体群関係の安定性の強度をリジリ アンスとして論じるようになった。構造安定性、 リジリアンスの両概念は、一般システム論的には、 フィードバックを持ったシステム(自己言及的シ ステム) の安定性を扱うという意味で同型の概念 と理解すべきだろう。これらは、初期の工学的な 熱力学が平衡状態を対象とし静態的で固定的であ ったのから、平衡から少しはなれた現象へ、構造 を再生産するダイナミクスをもち、流動的であり ながら安定した自然現象の記述へ、複雑な現象の 記述へとふみだすことで得られた概念であった。

このような展開の結果、20世紀終盤には、ノー ガードの共進化論、リジリアンス・アライアンス のパナーキー論といった、より複雑な関係性を念 頭においた社会一自然関係の理解があらわれた。 共進化は、進化論の中で生まれ生物と環境が形成 する相互参照的関係を前提した概念であるが、一 般システム論的に言えば、二つの自律的で自己組 織的なシステムが相互作用によって継起的にそれ ぞれを再構成していくことである。その際、二つ の自己組織系の間に安定した関係が構築されるな ら、結果として、相互依存的な構造的カップリン グの状況にいたる。このような社会と自然のシス テム間関係について、ノーガードの場合は、ロー カルな生態系と地域社会の安定的関係の再構築に 主な関心を向けている。パナーキー論の場合には、 自然の階層構造相互の関係を強調し、それに対し 社会が重層的な構造的カップリングを形成するこ とを政策論としても重視している。

(2) 共同所有

繰り返しになるが、今世紀を生きる私たちは、 社会と自然の関係を調整し、同時に自然をめぐる 社会関係を調整するという二重の調整を課題としておっている。この調整を進めるにあたっては、自然との関係と階層階級間の関係にかかわる、人々の実践と科学、それらを総括する社会的学習と学習に基づく制度形成の過程が必要である。この過程は政治的過程なので、対立の激化によって中断され、内戦や無政府状態、衰退した社会関係へと陥ってしまう可能性もある。そのようなシステムの崩壊ではなく、軽微な犠牲で状況を打破していくために、持続可能で公正な制度形成と、社会的学習に根を張った統治をささえる社会的空間としての公共圏形成に向けてグラムシ的陣地戦の重要性が高まっている。

その際、共進化的共同所有とは、何を意味して いるのだろうか。

所有を収益権・使用権・処分権からなるものと して定義するのは、ひとつには近代的所有権を前 提した理解にすぎないし、また権能としてのみ理 解しているにすぎない。所有は、対象をめぐる社 会関係としてより広くとらえることができるし、 その場合には、そもそも処分権という権能を想定 しない形態がありうる。入会いやコモンズなどの 総有型の所有は、対象に対する処分権はなく、メ ンバーシップを条件とする使用・収益権(これら も売買できない)と、集団的な利用調整権限によ って特徴づけられている。歴史的にさまざまな形 態をとりながら共同所有が常に再構成される必要 があるのは、処分権を想定せず、集団的な利用調 整機能を持ったかかわりが、社会-自然関係の基 底的部分に不可欠だからである。この基底的関係 は、立ち去る以外解消することができず、こばむ ことも自由に選択することもできないものである。 さて、学習・制度形成過程=政治的過程は、自 然の階層性に対応するために階層的な構造を持た ざるを得ない。そうした階層的な社会的学習=政 治過程と相互規定的な共同所有は、先に提示した 定義をふまえれば、階層的な共同性にかかわる了 解・慣習と、組織化・法制化された階層的共同的 関係の総体のことである。社会が、自身の安定性 と自然との関係の安定性を得ようとするなら、こ

のような重層的な共同所有の発展、それゆえの重層的な社会規模(社会的全体性=ある種の共同体)の形成が今後ますます重要な課題となるだろう。

今日の近代的所有権は、環境にかかわる側面を みると、その排他性に対しさまざまな制約を受け 社会化(共同所有制度の下への明け渡し)されて きている。この点での社会化は、人権としての環 境権といった個体の権利の確立と公害規制にみら れる集団的な規制権限として発展してきた。今後 展開されていくであろう共同所有の組織・法制面 は、環境サービスを享受する権利と環境の質を維 持管理する義務、広域的調整にかかわる権利と義 務、それらにかかわる統治権といった階層的な形 態をとると予想される。組織化・法制化をどのよ うな内容で実現できるかは、政治的過程=社会的 学習過程におけるヘゲモニーブロックの形成とと もに、それをへて人々が何を共通の前提として理 解しどのようなふるまいや規範を妥当と考えるに いたるか、また公共圏を補完する実践的な学習を 通じてどのような慣習を生成するかによっている。

(3) 共進化的共同所有問題としての土地問題

さて、「はじめに」で強調した土地独占にかかわる問題へと議論を収斂させていこう。

まず確認しておくべきなのは、ローカルな階層 の共同所有にかかわる特性である。この点は、共 進化論のノーガードがローカルな生態系と地域社 会の関係再構築に注目することの意義として論じ てもよいだろう。

パナーキー論にあるような自然の階層性に対応した重層的な社会構造は、ローカルな階層とグローバルな階層では大きく異なる性質をもつと考えられる。相互参照的関係に入る自然のちがいはもちろん、統治の権能と正統性の根拠、公共圏ないし政治的過程への参加者の階層・階級とその多様度・参加形態、用いられる言語や専門的知識の程度、前提とする世界理解の抽象度、また、経済構造編成の原則とステイクホールダーなど、さまざまな点で比較することができるだろう。

共進化的共同所有を構成するにあたって、地域

社会はローカルな生態系(多くの人々が土地とし て観念し法制上も土地として扱われるものと、そ の働きのこと)に関する統治権を持つ組織の母体 である。この社会規模がローカルな生態系に対す る学習と関係調整能力を高めることができるかど うかは、温暖化に対するグローバルな共同所有の 展開とともに、共進化的発展の要となろう。地域 社会-ローカル生態系関係の形成の担い手・利害 関係者は、まず地域社会、具体的には住民、環境 グループ、小商品生産者、中小企業、そして大学、 研究機関、自治体である。また、階層的な共同所 有には階層間の調整が求められるので、地域外の 関係諸団体もここでの共同所有に関与することと なるし、ローカル社会の政治的正統性を担った組 織や市民団体が上位の階層の意思決定に参加する ことも必要となる。たとえば、温暖化問題への対 応をすすめる勢力は地域の経済構造や生活様式の 変更を求めるだろうし、地域社会が温暖化対策と いう政治課題を地域社会・経済再生のために戦略 的に利用することもあるだろう。

この領域での社会的学習過程は、生活世界的具 体性を背景とした了解をある程度共通の前提とし て行うことができ、言語も地域で使用されている ものを使うことになるので参加可能性は高い。こ こは、主として地域経済構造の変化=生態系の変 動にともなう災害や環境サービスの質と量の変化 を、生活経験と関連づけて理解し、社会的なさま ざまな課題と調整しながら社会の構造を変革する 過程となる。この過程にとって最も根底的なのは、 地域社会の維持という課題である。ローカルな生 態系の作動閉域に対応する地域社会の人口を、生 産や生活という実践と政治という実践を継続でき る規模で維持することぬきに学習もなにもありえ ない。したがって、地域社会消滅の危機に対する たたかい、過疎問題の解決が重要な政治課題とな る。

また、ローカル生態系の生成にかかわる経済的 実践を行うのは建設業や農林漁業 (狩猟を含む) なので、これらの業種をどのように方向づけるか は、ローカルな共進化様式の成否を決めるだろう。 これらの業種の生産実践は、ローカルな生態系生成を左右し、同時に地域社会の生態系学習の質を規定するので、経営の規模と技術の選択をエコロジカルな合理性によって方向づけなければならない。この点と地域社会の維持を念頭においた技術・経営形態の転換は、現代の資本集約的な技術にもとづく大規模経営からエネルギー・資源低投入型・生物多様性保全型でかつ労働需要創出型の中小規模経営へと向かわなければならず、この方向へのシフトを促す政策が求められる。

共進化論的共同所有の文脈では、こうした課題 群に対し、国民国家などの上位の階層が自律的な 下位社会形成を支援する政策を実施することにな る。たとえば、国家は、国民経済全体の構造を規 定する条件を適切に維持するために、貿易や資本 移動を規制しなければならない。ところが、ブレ トンウッズ体制からWTO体制への国際体制の転 換がこうした国民国家の調整能力を劇的に低下さ せ、長い闘いによって獲得した社会権・人権を少 なからず無効化してしまった。グローバリゼーシ ョンのもとで国家は、ヒルシュが言うように、多 国籍企業を主要アクターと位置づける競争的国家 戦略をとるようになっている。そして、農林業に おけるグローバリゼーションは、多国籍企業が組 織するフードシステムと先進国、途上国の小規模 農民との対抗を激化させ、農民の追い出しと大規 模経営への農地集積をひきおこしている。

こうして、グローバリゼーション下における共同所有をめぐる主戦場はグローバルな階層となった。ここでのヘゲモニーブロックの形成と批判的公共圏の強化ぬきに、ローカルな構造の健全な発展はない。農民グループがWTOやサミットに集まり他の社会運動と連帯するのは、大変重要な共進化的闘いなのである。このような場における社会的な要求項目は、農民の経済的要求はもちろん、地域社会の維持、土地ないし土地に付随する資源利用をめぐる意思決定への参加、人々による統治の発展であって、こうした共同所有的視点ぬきに闘うことはエコロジカルには意味がない。ただし、ここでの闘いは、スーザン・ジョージが言うよう

に、国家を社会的な道具として活用する価値のあるものへと強化し、多国籍企業の活動を社会的に コントロールするルートを構築すること、そして、 そのような国民国家の活動を支える国際体制を再 構築することに結晶しなければならないだろう。

今世紀の環境にかかわる課題がこのようなものだとして、現代資本主義はどのような発展段階ないし危機的状況にあるのだろうか。特に、グローバリゼーションに特徴づけられる今日の資本主義は、ローカルな階層の共進化的共同所有の発展を推進しつつあるのか、阻害する状況にあるのか。こうした点を分析するにあたって、現代資本主義を「エコロジー的近代化」段階ととらえ、そのあり様を検討してみよう。

3. EU にみる共進化の一段階としてのエコロジー 的近代化

(1) エコロジー的近代化段階としての現代資本主義

フォーディズム後の資本主義は、環境の文脈に おいても新たな段階に入ったと考えることができ る。ここではその段階の名称として「エコロジー 的近代化」という用語を用いようと思う。

「エコロジー的近代化」論にはいくつかの流れがある。イエニッケら環境政策評価の視点からのエコロジー的近代化論は、ある国の政策が技術革新を引き起こしその国の環境負荷削減に寄与するパターンに注意を向ける。環境社会学からは、国家、企業、社会運動の位置取りの変化に注目し、政策提起型社会運動、経営戦略へのエコロジーの導入、国家戦略への導入をエコロジー的近代化の特徴とする。また、ひとつの環境思想、主義として、資本主義が技術革新によって環境問題を克服可能でありその道を進んでいると主張するものもある。

公害対策等の環境政策は、フォーディズム/福祉国家の危機の時期にあらわれた。この時期の社会運動は、政策提案ではなく対抗運動として展開され、環境権的発想を社会に根づかせ制度化する重要な役割を果たした。80年代に入ると、グロー

バリゼーションの進展の中、海外投資の急増にともなって公害輸出といわれる構造が生まれるとともに、酸性雨のような越境型汚染問題や地球規模の環境問題への関心も高まり、欧米では大規模環境運動の成長が見られた。92年の地球サミットでは環境NGOが国際的アクターとして注目されるにいたったが、この種の環境グループの多くはシングルイシューの異議申し立て型ではなく政策提案型をとり、国家官僚や企業担当者と同じ机に座って仕事をするようになった。一方、この種の環境グループは消費者教育にもとりくみ、エコロジカルな消費をフォーディズム後の差別化商品として定着させてきたが、企業側も、市民の気分の変化と危機の深刻化に対応するようになってきている。

「エコロジー的近代化」の諸論点のうち、環境 政治学や環境社会学が抽出したのは、こうしたフォーディズム後の社会構成体編成の特徴である。 技術革新を通じて資本主義が環境問題を克服可能 とする議論は、すでにギデンズらによって批判されており、ここで念頭におく必要はないと思われる。ここでは、環境問題への対応が深まり、共進 化的共同所有の形成に踏み出した資本主義の現段 階として「エコロジー的近代化」を理解し、「フォーディズム後という近代の段階の中で、持続可能 性を達成できる保証はないまま、さまざまな利害 集団の妥協や協調、影響力の行使を通じて「環境」 の制度化を推進していく側面での、社会構成体と 社会一自然関係の変化のこと」(拙稿『北経調研究』 No.103)と定義したい。

(2) 協調様式としてのエコロジー的近代化と規定要因

温暖化問題への対応は、資源基盤の転換以上に、 エネルギー消費量の劇的削減を必要としている。 これを成し遂げる道筋は、最終的に環境制約に適 応することになるとしても、社会勢力の力関係の 中で選択される。つまり、環境上の課題と統合さ れ政策化される社会的課題は、勢力配置によって 変わっていく。今日、エネルギー政策のエコロジ カルな転換が資源基盤を対象に進んでいること自体が、経済構造に規定された社会勢力の存在を示唆している。それは、ひとつは生活様式に規定された要求や欲望の担い手としての市民・消費者、それを基盤とする社会運動であり、もうひとつは生産様式の主要な担い手、グローバリゼーションの主たるアクターとしての多国籍企業とその団体である。

環境政策が技術革新を引き起こすことで環境規 制と経済成長が両立可能であり、それどころかそ の国の競争力を高めることが可能だとするポータ 一仮説は、現代の新自由主義的な動きとよくマッ チしている。この場合、国家は、グローバリゼー ションの主役である多国籍企業の戦略に対応して、 産業競争戦略をたてグローバル経済活動にかかわ る規則構築を国際政治の場で企業連合とともに働 きかけ、環境にかかわる国際市場の育成を支援す る。国際体制を支配する強力な自由化傾向のなか では競争戦略が経済政策の中心テーマとならざる をえないし、競争戦略において注目される業種や 経営形態は競争力のあるもの、今後競争力を増大 させると期待できるものである。産業側としても、 国際市場で積極的に活動するのは、世界システム を形成するタイプの産業や生産性の高い業種とな る。

現段階のエコロジー的近代化の様式については、このような競争的なパターンを典型としてイメージできよう。様式を規定する要因としては、他に、国際体制において環境の取り扱いの整合性がかけている点もあげることができる。京都議定書の枠組みでは、先進国に立地する企業は削減義務を負わない途上国の多国籍企業と競争しなければならないし、海外輸送や国際航空をふくむ全体としてCO2排出削減が義務づけられる構造になっていない。このような条件は、各国の産業構造や周辺国との関係によって影響が異なるので、資本主義社会構成体が選択しうるエコロジー的近代化の内容にもちがいがうまれよう。

EU の環境政策は先進的な例として注目される ところだが、フォーディズム後の競争的な傾向か

らのがれられてはいない。 福祉国家的枠組みが 20 世紀資本主義の成果とすると、今日の EU は、そ の成果をより多く保持しようとするオルター・グ ローバリゼーション等の勢力と EU 統合拡大によ る統一市場の大きさや低賃金労働者を有効利用し 国際的競争力を高めようとする動きのせめぎあい、 後者の優位を基調としてみる必要がある。EUは、 ヨーロッパの主要国を中心にアメリカへの対抗戦 略をとる広域的な国家として機能するようになっ てきている。EU の環境政策は、EU 市場の閉鎖性 を高め EU に基盤をおく多国籍企業の市場として 確保し、政策的に形成した環境市場をもとに風力 に代表されるエコロジー産業を育成し、国際政治 において環境を先導することで中国やインド等の 環境市場を席巻していくといった産業戦略として の側面をもっている。EU 社会運動に後押しされ た成果であるとともに、現在の国際体制で競争国 家としていかに優位に立つかを考え抜いた内容で もあるのだ。

このような状況の中にある EU の環境政策の帰 結として、再生可能エネルギー政策の主要アクタ 一が大規模化し国際化していく傾向を観察するこ とができる。ひとつには、統一市場を基調とする ため、収益性が EU 内の大規模経営や低労賃地域 に規定されるという点をあげることができる。た とえば、EU は、社会運動や議会から反対の声が あがるなか、バイオ燃料利用拡大政策を推し進め ているが、特にバイオエタノールの市場は EU 内 上層農業経営の利益に深くかかわっている。フラ ンスやスウェーデンでは、大規模農家や林業経営 の団体がバイオエタノール工場を運営し、この政 策市場と深く結びついている。この政策は EU 農 産物過剰対策としての役割をもっているが、小規 模農家は規模の経済の点から参加が困難で、ます ます締め出される傾向にある。したがって域外か らのバイオ燃料輸入に関税をかけるのも、大規模 農家保護の側面が強い。ふたつめに、環境市場が 飽和していくなかで参加の容易な優等地的事業が なくなり、規模の経済が強く働くようになってき た側面を指摘できる。風力の政策市場は、当初は、

事業規模が小さくあまり資金力を必要としなかったため中小企業が生まれ活躍する場として機能したが、内陸部適地がなくなり海上建設へと限界化することで事業が長期化大規模化し巨大企業でなければ対応できなくなっている。この結果、寡占化が急激に進んでいる。三つ目の特徴として、政策的に育成された企業が世界システムを形成していく動きも顕著に見られる。バイオ燃料生産にかかわる農林業者の団体が海外関連企業とエネルギー世界システムを形成しはじめ、吸収合併した風力メーカーが積極的に域外展開をおこなうなど、EU 競争政策の狙いどおりに国際市場でのアクターがうまれてきている。

(3) 再生可能エネルギー政策と運動のローカル 共同所有にかかわる診断項目

近年、環境政策に関連して「バックキャスティ ング」といわれる考え方が主張されるようになっ ている。これは、たとえばCO₂削減目標など将来 実現すべき状態をある程度明確化し、そこに向け て政策をうち出していくというものだ。この発想 に立てば20世紀的生産と生活の様式は、資源と技 術の基本パターン、産業構造とリーディング産業、 地域構造などさまざまな側面にいたる構造転換を 求められることになるだろう。一方、社会の複雑 さを縮減することは現実的ではないし犠牲をとも なうので、計算可能性を全面的に前提することは せず、市場を通じてさまざまな主体の動きの中で 転換をはかることになる。この点は、市場の社会 化(社会的市場経済)やポランニー的な再埋め込 みという語で語られている。だが、ヒルシュが言 うように国家も市場も常に社会に埋め込まれてお り、問題は市場の編成原理・社会的特性にある。 したがって、市場の社会化や市場の再埋め込みと は、ヘゲモニーブロックや協調のあり方を変え、 現在支配的な不安定で不公正な関係からより安定 して公正な関係へとシフトさせることで市場の性 格を変えることと理解したらよいだろう。

EU の環境政策が EU 市民社会の産物であると して、社会運動側の特徴をどのように理解し、社 会化の内容をどのようにとらえるべきだろうか。 また、今後の展開への兆しは現れているのだろうか。

EU 社会運動が風力に注目をした背景には脱原 発という選択があった。これは、社会経済全体の エネルギー消費削減ないしCO2削減ではなくて、 原発に依存している電力を他の供給源からえるこ とだった。このことが既存のエネルギーシステム に対する社会的影響力の行使として持つ意義は大 きい。しかし、運動を支えた階層・階級は、電力 に依存する都市中間層であって、資源制約・環境 制約を自覚していたのでも、農村的生活様式と諸 問題に対する明確なイメージをもっていたわけで もなかったと思われる。都市住民にとって電力は 自身の関心の及ぶ範囲だが、農山村地域の再生と 長期的な共進化能力の形成を自身の生活様式の転 換と関連づけて思考することはむづかしい。EU は 2006 年に再生可能エネルギーの熱利用にかか わる政策を出したが、こうした農村的政策があと まわしになったのは、EU 市民社会の勢力分布と 想像力のあらわれである。しかし、市民社会の生 成的な力はここにとどまることを許さないだろう。 バイオ燃料反対の動きが示すように、エコロジカ ルな問題はその文脈の中でつねに問い直され、問 題把握と解決の方向性がたえず再構築されている。 ここに今後の可能性を見出すことができる。

政治空間としての市民社会において、「右派のグラムシ主義者」(スーザン・ジョージ)に対抗し、共同性再構築のため制度形成をたたかう際の注意 点として、最低限以下の諸点を念頭におくべきだ ろう。ローカル生態系との共進化的関係に入る地域社会の共同所有の発展という視点から、農村への分配を増大させ、エコロジカルな技術革新を支援し、共進化の基盤となる農山村人口を維持・増加させ、共同所有の発展に寄与するなどの面に積極的な影響を及ぼすことである。こうした論点にかかわる主要な診断項目は、アクターの規模、労働集約度、オーナーシップ、社会的な学習と協議の形成として整理できよう。

市場統合を基調とする現在の EU 経済には、大

規模経営や労賃の低い地域が経済構造を規定する ダイナミズムが働いているので、過疎問題の解決 には至れないでいる。市場統合の圧力下では、小 規模経営を維持することが困難だし、労働集約度 が比較的高く雇用機会を生み出す経営形態も、労 賃の安い地域との競争で敗退せざるをえない。 人々のもとに収入を届けることができないなら、 農山村の地域社会を再生産し維持することはでき ない。

デンマークの風力発電は地域住民のオーナーシ ップで知られ、日本の市民発電所建設運動のモデ ルとなった。日本ではアソシエーション型の市民 発電所建設が展開され、北海道をはじめとして実 際に風力発電機の設置を実現してきた。この運動 が、地域住民の参加を所有権という点で獲得して きた点は評価すべきである。しかし、デンマーク モデルは、地域社会を基盤とする社会的学習の歴 史を含めて理解する必要がある。こうした背景の 中に生まれたオーナーシップ制度はただの住民に よる収益権の獲得やニンビー対策以上の意味があ ったと理解すべきだろう。先にも指摘したが、風 力はすでに技術的に完成し、かつ大規模化・寡占 化の時代に入っている。この状態では、地域住民 が獲得するものは、土地所有者・風車所有者とし ての使用権・収益権と風車への愛着のみである。 都市市民運動は、少なくとも、地域社会の土地利 用をテーマにした社会的学習過程を支援する中で 風力発電を提案することが求められるのではない だろうか。日本において展開されている市民発電 所建設運動は地域社会の学習の蓄積と公共圏形成 にどのような意義を有しているのか、反省的な検 討を要する点である。

先ほど EU の再生可能エネルギー熱利用政策 について農村的と評したが、この種の利用は木質 バイオマスなどの各地域で得られる固形物を燃料 源として行われている。熱利用の場合規模の経済 はなく、ローカルシステムがエコロジー的効率性 に合致している。二次林の利用・管理といった地 域の生物的自然への働きかけを軸に、熱利用機器 の開発・生産・維持管理など派生的な活動を含め

て、さまざまな実践的学習と所得形成を地域社会 に組み込むことができる。ただし、この場合もい くつもの課題が存在している。まず、石油系燃料 高騰への対応や温暖化対策で大規模発電所が燃料 を切り替え大量需要が形成されると、周辺の広域 的な森林がこの需要に支配されかねないことであ る。これに対しては地域社会の森林にかかわる利 用調整能力の向上で対抗する必要がある。また、 ペレットのように、比較的輸送性能が高く、大規 模加工工場から安価に供給が可能な場合、現在の 需要が相対的に負担力の高い階層によって形成さ れていることから、全国的な流通が生じてしまう。 このことは、ローカルな市場の形成をねらう側に とってはやっかいなことだ。ローカル市場を支え る地域社会の合意形成を進めると同時に、国家の 貿易政策、認証、商圏のエコロジカルな合理性形 成に向けた誘導策、自治体の支援策などで対応し ていく必要がある。

4. まとめにかえて: 再生可能エネルギー政策と土 地問題—ブラジルバイオ燃料政策を事例に—

再生可能エネルギーのひとつであるバイオ燃料は、2008年6月の食糧サミットで飢餓にかかわって批判的に取り上げられ、人々の関心を呼ぶようになった。世界の動きがエネルギー消費削減を基調とするまでにいたれず、資源基盤のシフトによって対応している結果、土地をめぐる争いが顕在化してきている。

ブラジルのルラ大統領は、2004年バイオディーゼル利用拡大計画を打ち出し、小農民の参加によって貧困削減にも寄与するとした。ブラジルはこれまで、サトウキビからアルコールをつくりガソリンに混入して自動車燃料とするバイオエタノール利用を推進してきた。ルラ大統領はこれをバイオディーゼルに拡大するという。ブラジルにとっては、この政策で、輸入しているディーゼルをバイオディーゼルに置き換え外貨流出を削減でき、自国で生産するひまし油、大豆、ひまわりなどを原料とすることで移入代替効果が期待できる(北林寿信)。たしかに、バイオディーゼル生産は、バ

イオエタノールに比べて小規模農民の参加が多く みられ、アフリカなどでもローカルなエネルギー システムが形成されてきた。しかし、ブラジルの 大企業と先進国商社はバイオエタノール、バイオ ディーゼル両方の世界システム形成に向けた活動 を強めており、バイオ燃料をめぐる動き全体を通 してとらえると、小規模農民への恩恵をもたらす 変化となるのかどうか、疑問が多い。この問題を 正確に分析するには、サトウキビ生産地帯やバイ オディーゼル生産に参加する農民たちにかかわる 詳細な情報が必要だが、その準備ができていない。 したがって、概観を紹介するにとどまるが、状況 をみておきたい。

ブラジル政府のエネルギー政策の中では、バイ オ燃料生産は国内消費を中心に計画され、輸出の 劇的増大という内容とはなっていない(北林寿信)。 たとえば、2007年の国家エネルギー計画では、バ イオエタノールの生産を2007年推計2,000万キロ リットルから2030年までに6,660万キロリットル へと三倍増することをめざしている。サトウキビ 作付け面積は2007年600万haで、国土面積8億 5千万 ha の 1%弱とはいえ、すでに農地面積(牧 草地を含まない) 6,300 万 ha の 1 割弱を占め、特 に、サトウキビ栽培の盛んなサンパウロ州では4 割をこえている。潜在的な生産能力は、1億8千 万 ha 近い牧草地や、ブラジル高原中央部に位置す るセラード(サバンナ)地域の農業利用可能とさ れる未利用地9,000万 ha を視野に入れると莫大な 大きさである。しかし、先の計画では2030年まで に 1,390 万 ha へと作付けを倍増するとされ、大変 抑制的なものとなっている。また、バイオエタノ ールの約8割は国内消費の伸びにこたえるもので、 輸出に向けられるのは2030年1,190万キロリット ルと2割弱である。2006年の輸出量は340万キロ リットルとされているので、輸出も三倍に、比例 的に伸ばす計画ということになる。

ところが、国有企業ペトロブラスは野心的な戦略を持ち、バイオ燃料国際市場の成長を追い風にそこでの覇権をにぎろうとしている。EUのバイオ燃料政策は、国際市場形成にとって大きな刺激

となり、その後のブッシュ政権のバイオ燃料政策 がそれに弾みをつけ、小泉政権の政策がより将来 性のあるものとした。ブラジルの粗放的に生産さ れたサトウキビを原料とするバイオエタノールは、 エネルギー収支が高くコストも安いため国際的な 優位性をもっている。そのため、商社や投資家の 注目を集め、「世界バイオ燃料システム」の形成が 進んできた。そこで中心的な役割を果たしてきた ブラジル側企業のひとつがペトロブラスである。 日本は、小泉政権が2030年に600万キロリットル 生産するという荒唐無稽ともいえる目標を立て、 現在は2010年度に80万キロリットルの導入を目 指すとしている。これを受け、たとえば、ペトロ ブラスと三井物産、日本アルコールがそれぞれ合 弁会社を設立し、日本への供給、販売を展開する ことになった。ペトロブラスの『ビジネスプラン 2008-2012』では日本を主要な市場としてバイオエ タノールを 475 万キロリットル輸出するという目 標をたてているが、これは先にあげた2006年ブラ ジルの輸出総量を上回る量である。このように、 ペトロブラスは日本市場の今後の成長を自身の拡 大の場として取り込もうと積極的だし、日本への 進出は単に日本市場のみをターゲットにしたもの ではなく中国を含むアジアにおける展開の足がか りと見るべきだろう。

また、バイオディーゼルも国際的な商品として 多国籍企業の形成する巨大システムの掌中に握ら れようとしている。たとえば、丸紅と欧州系穀物 商社アグレンコは、大豆等を原料とするバイオデ ィーゼル生産工場(年産 40 万キロリットルを予 定)をブラジルで建設中であり、この点でもブラ ジルの大地は小農たちや食糧を必要とする人々か ら奪われようとしている。

こうした加熱する動きを受け開催された 2007 年の土地なし農村労働者年次大会は、史上最大規模の集会となり、バイオエタノール生産によって 大土地所有がますます進むことに強い危惧が示さ れた(北林寿信)。また、ブラジル労働省は、サトウキビ・プランテーションの雇用条件について最 悪と指摘し、警察とともに劣悪なプランテーショ ンにふみこみ奴隷状態の労働者を解放した(北林 寿信)。このような事態は、当然のことながらブラ ジルに限定されたものではない。東南アジア諸国 やアフリカ諸国も、こうした世界バイオ燃料シス テムに組み込まれ、プラーテーション型経営への 土地集中と農村の貧困化にみまわれており、小規 模農民を中心としたエネルギー生産システムの形 成とはまったく逆のことがおこっている。こうし た点に対し、国際的な開発支援NGOやオルタ ー・グローバリゼーション運動などからは強い抗 議の声があがっている。また、国際環境NGOは バイオ燃料増産による熱帯雨林やセラード地域破 壊を批判し警告している。また、関税をかけなが らブラジルや東南アジア、アフリカなどからバイ オ燃料を輸入してきた EU 内でも、EU 自身のバイ オ燃料利用拡大政策のモラトリアムを求める動き が起こっている。穀物価格上昇とのかかわりでは アメリカこそ批判されなければならないが、食糧 を原料とするバイオ燃料に対する批判は国際機関 からもあがった。

こうした声に、ルラ大統領は、2007年7月EU 議会で、また、2008年6月イタリアで開催された 食糧サミットで、ブラジルのバイオ燃料生産を擁 護するために、環境、雇用と労働、食糧などとの かかわりについて釈明する演説を行った。また、 燃料認証制度の導入によって熱帯林破壊と無関係 であることを示し、ブラジル産バイオ燃料への信 頼を得ようとしている。ルラ政権は、さまざまな 積極的な社会政策を展開しているが、一方で新自 由主義的政策を強く打ち出している。政権は複合 的な勢力配置の中にあり、バイオ燃料政策の意図 を言葉どおりに読むことはできないだろう。また、 当局が高邁な理想を持っているからといって、現 代ブラジルを規定する諸条件、グローバリゼーシ ョンの中での位置や構造調整政策、植民地の歴史 に規定された大土地所有といった条件を無視する ことはできない。これらを転換していくためには 長期にわたる取り組みが必要だ。

「はじめに」で指摘したように、資源・土地の 制約がはっきりと現れてきた現段階においては、

グローバル中間層がまず目指すべきことは資源消 費の削減である。これによって、最低限の生活水 準を世界中の人々が達成できる可能性が増す。共 進化的共同所有の観点からは、これは、個々の消 費者が個人的な努力でライフスタイルを見直すこ とによってではなく、多国籍企業を主役とするグ ローバリゼーションを前提とした国際体制から中 小規模経営を主役とするローカル市場が活発化し てくる体制への転換を軸として、構造的になしと げられるものである。そのための戦略は、長期的 な視野にたって、グローバル、ナショナルな階層 でのヘゲモニーブロック形成をすすめ、さまざま な社会的課題と関連づけながら練られなければな らない。環境運動は農民運動やまちづくり運動、 貧困問題・労働問題などと連携し、国際的な影響 力も発揮しながら、重層的な社会システム形成の 一翼を担うことが期待されよう。社会運動が社会 的学習の主体として運動と発想のバージョンアッ プをはかり、このような連帯をひろげ充実させる ことができれば、幅広い参加を可能とした学習の 場としての公共圏形成、ローカルな生態系にかか わる利用調整システムの形成、そして広域的な利 用調整システムの形成に向けた社会的基盤を深く 耕すことになるだろう。そうした連帯の厚み中か ら生まれる共進化的共同所有は、実り多いものに なるに違いない。

参考文献

- 北林寿信 2007 年「バイオ燃料は現代の"黄金"か」『世界』10月号。
- シヴァ、ヴァンダナ 山本規雄訳 2007 年 『アース・ デモクラシー』 明石書店。
- ジョージ、スーザン 杉田昌昭・真田満訳 2004年『オルター・グローバリゼーション宣言』 作品社。
- ジョージョスク=レーゲン、ニコラス 高橋正立・神里 公訳 1993 年『エントロピー法則と経済過程』 みすず書房。
- ノーガード、リチャード・B 竹内憲司訳 2003 年『裏 切られた発展』 勁草書房。
- ハーヴェイ、デヴィッド 渡辺治監訳 2007 年『新自由

- 主義 その歴史的展開と現在』 作品社。
- ヒルシュ、ヨアヒム 表弘一郎・木原滋哉・中村健吾訳 2007年『国家・グローバル化・帝国主義』 ミネ ルヴァ書房
- 宮本憲一 2007 年『新版 環境経済学』 岩波書店。 マルティネス=アリエ、ホアン 工藤秀明訳 1999年『増 補改訂版 エコロジー経済学 もうひとつの経済 学の歴史』 新評論。
- Gunderson, Lance H. and C. S. Holling (eds), 2002, *Panarcky: Understanding Transformations in Human and Natural Systems*, Island Press.
- Young, Stephen C.(ed), 2000, The Emergence of Ecological Modernisation: Integrating the environment and the economy, Routledge.
- 北林寿信 2004 年「ブラジルジーゼル利用が始動 小 農民支援も狙い」(農業情報研究所ホームページ http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/energy/news/04 111901.htm)。
- 北林寿信 2007 年「ブラジル土地なし農村労働者 バイオ燃料ブームによる土地集中を恐れて史上最大の年次大会」(農業情報研究所ホームページhttp://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/energy/news/07061202.htm)。
- 北林寿信 2007 年「ブラジル 2030 年までにエタノール生産 3 倍増の国家エネルギー計画」(農業情報研究 所 ホー ム ペ ー ジ http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/energy/news/07 062701.htm)。
- 北林寿信 2007 年「ブラジル エタノール産業が雇用 改善—大統領 労働条件は国内最悪—労働省研 究機関」(農業情報研究所ホームページ http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/energy/news/07 071001.htm)。
- Petrobras Homepage< Energy Sources< Biofuels (http://www.petrobras.com/ptcm/appmanager/ptcm/dpt cm?_nfpb=true&_pageLabel=petr_com_area_detalhe &idConteudoPrincipal=area detalhe 00004).